



その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
発注予定情報を当庁ホームページに掲載、四半期ごとに掲載内容を更新して事業者へ積極的に案内を行う。	継続	-	-	事前の案内により、業者の準備期間が設けられ、応札者の拡充になると考える。
オープンカウンター方式の更なる拡充	継続	○	上半期に2回実施した。	-

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
 (対象期間:4月1日~9月30日)

外部有識者の氏名・役職【岸上恵子 宮内庁契約監視委員会委員長】 意見聴取【10月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
	<p>電子調達システムについて、電子証明書の費用がかかるというデメリットによって利用に直ちに結びつかないということであるが、手間の削減などメリットがあればその点も示し、また、利用した場合の経験として庁内利用者・事業者に対しフィードバックを求め、システムの改善点がないか検討し、改善点があれば提言していくような取組が必要ではないか。</p>	<p>電子調達システムを利用する場合の契約書は、印紙税が課税されないことや、入札のために来庁することが不要となる等のメリットを、改めて事業者へ周知をする。                  また、電子調達システムに関して事業者及び庁内窓口部局に対して、必要に応じ、アンケート・ヒアリング調査等を実施し、課題を取りまとめの上、電子調達システムを所有するデジタル庁へ要望を提出する。</p>
<p>宮内庁調達改善計画の取組内容、取組の効果、課題等、今後の計画に反映する際のポイントについて</p>	<p>引き続き、原材料価格の高騰及び調達の困難さ、エネルギー調達について価格高騰とともに安定供給が懸念される状況が続いている点を踏まえ、競争性、再エネの利用など環境への配慮と、スムーズな執行、エネルギーの安定供給(調達先の持続可能性)を確保するというバランスが必要になる。                  加えて、省エネ機器への切り替え検討等も必要ではないか。</p>	<p>競争性の確保、環境への配慮等のバランスについては、引き続き事業者へのヒアリングを行い、その時々的情勢に鑑み、入札の仕様等を検討していく。                  また、宮内庁では「宮内庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和4年6月8日策定)」に基づき、LED照明や太陽光発電等の導入についての目標を定めていることから、建築物の新築・改修工事において、可能な範囲で省エネ・創エネの思想を取り入れた機器の選定等を行っており、今後もその対応を進めてまいりたい。</p>